条例－届出手続きの流れ

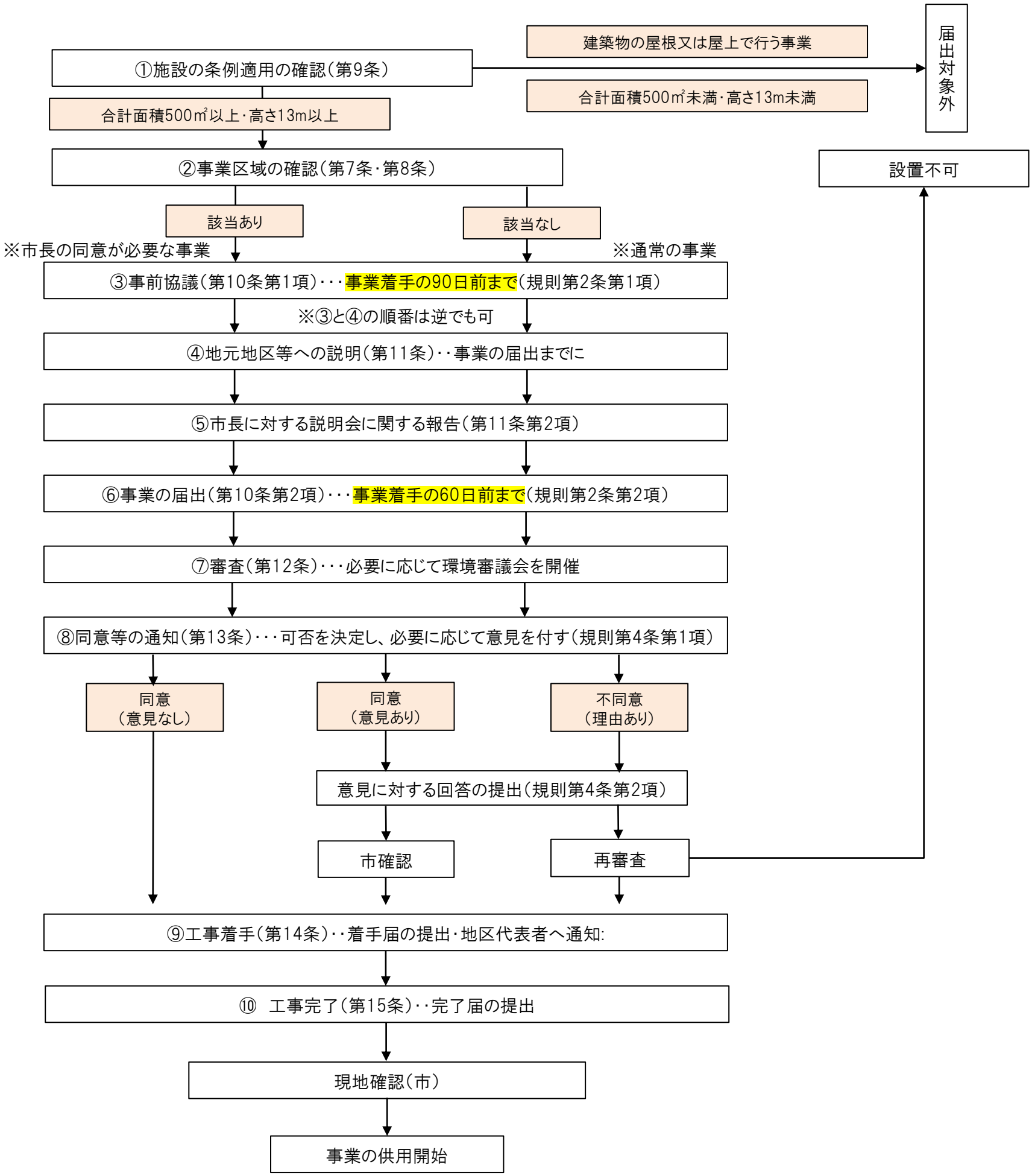
①施設の条例適用の確認（第9条）
建築物の屋根又は屋上で行う事業
合計面積500㎡未満・高さ13m未満
届出対象外
合計面積500㎡以上・高さ13m以上
②事業区域の確認（第7条・第8条）
設置不可
該当あり
該当なし
※市長の同意が必要な事業
※通常の事業
③事前協議（第10条第1項）・・・事業着手の90日前まで（規則第2条第1項）
※③と④の順番は逆でも可
④地元地区等への説明（第11条）・・事業の届出までに
⑤市長に対する説明会に関する報告（第11条第2項）
⑥事業の届出（第10条第2項）・・・事業着手の60日前まで（規則第2条第2項）
⑦審査（第12条）・・・必要に応じて環境審議会を開催
⑧同意等の通知（第13条）・・・可否を決定し、必要に応じて意見を付す（規則第4条第1項）
同意
（意見なし）
同意
（意見あり）
不同意
（理由あり）
意見に対する回答の提出（規則第4条第2項）
市確認
再審査
⑨工事着手（第14条）・・着手届の提出・地区代表者へ通知:
⑩　工事完了（第15条）・・完了届の提出
現地確認（市）
事業の供用開始